報道資料

令和７年（2025 年）３月 21 日

熊本市住生活基本計画の改定（素案）に関する パブリックコメント結果公表について

熊本市では、全国計画・県計画改定、また近年の社会情勢の変化を踏まえ、本市の豊かな住生活の実現に向け、住生活基本計画改定の素案を作成し、「熊本市パブリックコメント実施要綱」に基づきパブリックコメントを実施しました。その結果について、下記のとおり公表します。

記

意見募集期間	令和６年（2024 年）12 月 24 日(火) ～令和７年（2025 年）１月 23 日（木）
意見提出状況	６名 19 件
結果公表期間	令和７年（2025 年）３月 24 日（月） ～4 月 24 日(木)
公表方法	熊本市ホームページに掲載※ 住宅政策課、区役所総務企画課、まちづくりセンター（中央区まちづくりセンターを除く。）、中央公民館、中央区まちづくりセンター大江交流室、中央区まちづくりセンター五福交流室、河内まちづくりセンター河内交流室、河内まちづくりセンター芳野分室、城南まちづくりセンター城南交流室、総合保健福祉センター及び地域コミュニティセンターでの縦覧 ※市ページには６ヶ月間掲載予定
公表する内容	提出されたご意見とそれに対する本市の考え方 熊本市住生活基本計画の改定（素案）新旧対照表
計画改定について	令和７年３月 28 日以降、計画本編を熊本市ホームページに掲載し、これをもって改定とする予定です。

お問い合わせ先
熊本市住宅政策課（328-2438）
課長：塩田　栄一郎
担当：野口、森下

持ち帰り可

様式第２号（第５条関係）

熊本市住生活基本計画の改定（素案）に関するパブリックコメントの結果について

令和７年（2025 年）３月 24 日
住宅政策課

熊本市住生活基本計画の改定（素案）について、市民の皆様からご意見を募集したところ、下記のようなご意見をいただきました。ありがとうございました。

記

１　意見募集期間　　令和６年（2024 年）12 月 24 日
～令和７年（2025 年）　１月 23 日

２　意見募集結果の公表日　　令和７年（2025 年）　３月 24 日

３　ご意見の提出状況　　ご意見を提出された方の人数　　６名
ご意見の件数　　19 件

４　提出されたご意見と、それに対する本市の考え方　　別紙記載のとおり

（内訳）

【対応１（補足修正）】
ご意見を踏まえて素案を補足修正または追加記載したもの　　10 件

【対応２（既記載）】
既にご意見の趣旨、考え方を盛り込んでいる、あるいは同種の記載をしているもの　　２件

【対応３（説明・理解）】
市としての考えを説明し、ご理解いただくもの　　３件

【対応４（事業参考）】
素案には盛り込めないが、事業実施段階で考慮すべきこととして今後の参考とするもの　　４件

【対応５（その他）】
素案に対する意見ではないが、ご意見として伺ったもの　　０件

５　意見募集結果資料の入手方法

熊本市ホームページに掲載しており、また、住宅政策課窓口、区役所総務企画課、まちづくりセンター（中央区まちづくりセンターを除く。）、中央公民館、中央区まちづくりセンター大江交流室、中央区まちづくりセンター五福交流室、河内まちづくりセンター河内交流室、河内まちづくりセンター芳野分室、城南まちづくりセンター城南交流室、総合保健福祉センター及び各地域コミュニティセンターでも閲覧できます。

お問合せ先
熊本市　住宅政策課
電話番号　096-328-2438

様式第2号（第5条関係）別紙

熊本市住生活基本計画の改定（素案）に関するパブリックコメント
提出されたご意見とそれに対する本市の考え方

対応1（補足修正）…ご意見を踏まえて素案を補足修正又は追加記載したもの
対応２（既記載）…既にご意見の趣旨・考え方を盛り込んでいる、又は同種の記載をしているもの
対応３（説明・理解）…市としての考えを説明し、ご理解いただくもの
対応４（事業参考）…素案には盛り込めないが、事業実施段階で考慮すべきこととして今後の参考とするもの
対応５（その他）…素案に対する意見ではないが、意見として伺ったもの

	項目	素案ページ	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
1	素案全体に関すること	-	「熊本市住まいのガイドブック」を時々活用しているが、ガイドブックと本計画の関係性はどのようなものか。	「住まいのガイドブック」は、本計画の目標達成に資する補助制度等を円滑に実施すること、また市民に情報発信することを目的に、本計画を補完するものとしてとりまとめたものです。 相互の関連を分かりやすくするため、令和7年度版のガイドブックからは、住生活基本計画の関連ページを記載する予定です。	対応3（説明・理解）
2	「第2章　住生活における現状と課題」に関すること	5	2-1　課題整理の視点 「まち」の視点：住環境の整備、住産業等のDX化について、住産業は「住宅産業」の方が適切ではないでしょうか。	表現の統一ができていなかったため、施策5-2「住宅関連産業や住宅行政のDX」と合わせ、ご指摘の箇所も「住宅関連産業」に修正しました。	対応1（補足修正）
3	「第2章　住生活における現状と課題」に関すること	6	「ひと」の現状と課題について 国立社会保障・人口問題研究所の推計（単身世帯が2050年には44.3%、2,330万世帯に達する）もあり熊本市でも単身世帯の増加が予想されることから、課題として記載の「高齢者が安心して生活できる住まいの充実」は「高齢者、特に単身高齢者も安心して生活できる住まいの充実」など単身高齢者への施策が必要と思います。	本市でも、単身高齢者の増加は課題であると認識しており、その現状を10ページ第2章図2-7で整理しています。また、ご指摘を受け、30ページ、第4章の施策1-2「高齢者等が安心して暮らせる住まいの確保」において、「今後増加が予想される単身高齢者をはじめとした見守りが必要な方への支援については、近年発達の著しいICT機器等の活用等を普及啓発します。」を追加しました。 なお、ご提案の6ページについては、現状と課題を概要的に一覧するページとして設けており、単身高齢者に関する記載はしないこととしました。	対応1（補足修正）
4	「第2章　住生活における現状と課題」に関すること	6	「ひと」の現状と課題について 今後、高齢者等の住宅確保要配慮者の増加が想定されるため、このような「住宅確保要配慮者に対する相談支援体制の充実」が必要と思います。 （住宅部門と福祉部門、民間の居住支援団体等の連携による相談体制の整備など）	27ページ「3-3　視点と目標の設定」目標1「だれもが心豊かに暮らせる『安心な住まいの確保』」に、「住宅確保要配慮者が安心して住まいを確保できる環境づくりや、安心して生活できる居住支援の充実を目指します」と記載しています。	対応2（既記載）
5	「第2章　住生活における現状と課題」に関すること	15	2-3「住まい」の視点における現状と課題 「●近年頻発化、激甚化する災害に備えるため、住宅の耐震化をはじめ災害への備えの充実が必要です。」との課題認識に賛同いたします。	ご賛同ありがとうございます。今後も、住宅の耐震化をはじめ災害への備えの充実を図ります。	対応4（事業参考）
6	「第2章　住生活における現状と課題」に関すること	19	図2-25で温室効果ガスの排出量の推移を示されているが、情報が古いと思います。 また、住生活基本計画という性質上、産業・運輸・業務は関係が浅いのではないでしょうか。 それよりも家庭における電気の排出係数を示すようなグラフにされてみてはいかがでしょうか。	ご指摘のグラフを、家庭における電気の排出係数等を示すグラフに修正しました。	対応1（補足修正）
7	「第2章　住生活における現状と課題」に関すること	21	2-4「まち」の視点における現状と課題 「●多様な世代に住生活に関する情報を周知するため、適切な情報提供手法を検討、実行することが求められます。また、市民が主体的に住生活の向上に向けて取り組むために住教育の充実が必要です。」との課題認識に賛同いたします。	ご賛同ありがとうございます。今後も、適切な方法による情報提供及び住教育の充実に努めます。	対応4（事業参考）
8	「第3章　基本理念と目標」に関すること	27	2. 災害への備えや空き家対策による「安全な住まいの実現」について 「住宅の耐震化や日常的な災害の備え、防災意識の向上に取り組む」とありますが、「住宅の耐震化や住まいの災害リスクの認識等、日常的な災害の備え、防災意識の向上に取り組む」にしてはどうでしょうか。 （自身の住まいの災害リスクを認識し日頃から防災意識を向上させることが必要）	ご指摘のとおり、本市としても災害リスクの認識は重要であると考えているため、表現を修正しました。	対応1（補足修正）
9	「第4章　施策展開と検証指標」に関すること	29	「主な取組」に「子育てエコホーム支援事業の情報発信」とありますが、国土交通省の資料では、来年度「子育てグリーン住宅支援事業」に名称変更されるようです。 修正したほうがいいのではないでしょうか。	ご指摘のとおり、名称が毎年度変更される補助金であるため、「国の子育て・省エネ住宅関連補助事業の情報発信」に修正しました。	対応1（補足修正）
10	「第4章　施策展開と検証指標」に関すること	32	施策1-3　住宅確保要配慮者への支援の充実について 住まいの確保に「課題を抱える方に対しては、相談窓口の充実」とありますが、「課題を抱える方に対しては、住宅部門と福祉部門、民間の居住支援団体等の連携による相談窓口体制の充実」のような具体的な表現は出来ないでしょうか。	本文2行目に「行政の住宅部局・福祉部局と関連団体・事業者等が連携して入居支援や生活支援等の居住支援に取り組むことが必要」と記載しています。 なお、相談窓口体制の充実等については、今後検討します。	対応2（既記載）
11	「第4章　施策展開と検証指標」に関すること	36	施策2-1　住宅の耐震化の促進について 「耐震改修等によって住宅の耐震性を向上」とありますが、「耐震改修や建替え等によって住宅の耐震性を向上」の様な表現はどうでしょうか。 （建替えも耐震化になることを認識していただく）	ご指摘のとおり、本市としても建替も耐震性向上に資すると考えており、表現を修正しました。	対応1（補足修正）

様式第2号（第5条関係）別紙

熊本市住生活基本計画の改定（素案）に関するパブリックコメント
提出されたご意見とそれに対する本市の考え方

対応1（補足修正）…ご意見を踏まえて素案を補足修正又は追加記載したもの
対応２（既記載）…既にご意見の趣旨・考え方を盛り込んでいる、又は同種の記載をしているもの
対応３（説明・理解）…市としての考えを説明し、ご理解いただくもの
対応４（事業参考）…素案には盛り込めないが、事業実施段階で考慮すべきこととして今後の参考とするもの
対応５（その他）…素案に対する意見ではないが、意見として伺ったもの

	項目	素案ページ	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
12	「第4章　施策展開と検証指標」に関すること	36-41	目標2. 災害への備えや空き家対策による「安全な住まいの実現」 施策2-1　住宅の耐震化の促進 施策2-2　災害に強い住宅づくりや防災意識の啓発 「安全な住まいの実現」に向け、「住宅の耐震化率」を検証指標として掲げ「令和10年度に『耐震性が十分ではない』をおおむね解消」とする目標設定に賛同いたします。 また、二つの施策に対して自助・共助および公助のバランスが取れた取組が講じられていると考えており概ね賛同いたしますが、当該計画P16記載の「建築物耐震化促進事業実績が近年減少傾向にある」との現状や、「令和5年度熊本市総合計画市民アンケート報告書」P174記載の「洪水時における自宅の浸水状況を知らない市民が3割弱」にのぼるとの現状等を鑑みると、耐震化促進や防災意識の啓発に関する引き続きの取組が重要であると思料いたします。	耐震化に関しては、「熊本市建築物耐震改修促進計画」に基づき、今後も耐震化の促進を継続してまいります。なお、ご指摘を受けて、16ページの図2-20下図「建築物耐震化促進事業実績」に対する本市の見解を、「また令和3 年（2021 年）現在、耐震化率は93.9%にのぼり、事業の対象となる住宅が少なくなってきており、実績は令和3年以降横ばいで推移しています。」に修正しました。 また、洪水時の浸水状況に関しては、ご指摘を受け、施策2-2の「主な取組」に「熊本市ハザードマップ（洪水・高潮・津波・土砂災害・地震・液状化）の周知」を追加しました。	対応1（補足修正）
13	「第4章　施策展開と検証指標」に関すること	38	目標2. 災害への備えや空き家対策による「安全な住まいの実現」 施策2-2　災害に強い住宅づくりや防災意識の啓発 熊本地震の経験を踏まえた各種取組や豪雨対策等につき賛同いたします。なお、今般の台風等の強風による屋根材が飛ばされるなどの大きな被害の発生をうけ、令和4年より屋根瓦の取付け基準の強化が行われるとともに、既存の住宅等に対して、国土交通省では、屋根の耐風診断及び耐風改修に関する支援事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）を行っていることから、当市においても同支援制度の導入をご検討いただきたい。	本市の台風等の強風による被害状況等を鑑み、屋根の耐風対策支援事業の導入可能性を今後検討していきます。	対応4（事業参考）
14	「第4章　施策展開と検証指標」に関すること	40	「賃貸型応急仮設住宅の提供」について、「10,000万戸」は誤りではないでしょうか。	ご指摘のとおり、誤りでした。「賃貸型応急仮設住宅の提供　最大約10,000万戸提供」を、「賃貸型応急仮設住宅の提供　契約総数10,540件」に修正しました。 また、その下の「建設型応急仮設住宅等の提供」は、「9団地541戸」が正しく、「11,988世帯　提供」を削除しました。	対応1（補足修正）
15	「第4章　施策展開と検証指標」に関すること	42	施策2-3　空き家の適正管理と活用促進について 検証指標として空き家率が記載されていますが、「空き家相談員」数や「空き家リフォーム補助」「空き家除却補助」件数等は追加できないでしょうか。	「熊本市空家等対策計画」では、「空家等対策の成果指標（アウトカム指標）」に「空き家率」、その他「その他参考指標」「各種取組の成果指標」を記載しています。 「熊本市住生活基本計画」は、「熊本市空家等対策計画」の上位計画として整合をとり、代表的な指標のみ採用しています。	対応3（説明・理解）
16	「第4章　施策展開と検証指標」に関すること	45	施策3-2　住まいの改善による質の向上について バリアフリー化等の在宅介護に備えた改修の支援とありますが、将来を見据えたその人にふさわしい改修をするために「アドバイスを行うことが出来るような相談窓口を住宅と福祉部局が連携して整備します。」のようなことを追記出来ないでしょうか。	本市では、住宅部局・福祉部局が連携してバリアフリー化改修の支援を実施しており、「住まいのガイドブック」に情報を網羅的に掲載する等しています。 今後、相談窓口の整備について、検討します。	対応4（事業参考）
17	「第4章　施策展開と検証指標」に関すること	47	施策3-4　マンションの管理適正化の推進について 成果指標として、「管理計画認定」件数は追加できないでしょうか。	「熊本市マンション管理適正化推進計画」では、「管理計画認定件数」を含む10件の検証指標を設定していますが、「熊本市住生活基本計画」は、「熊本市マンション管理適正化推進計画」の上位計画として整合をとり、代表的な指標のみ採用しています。	対応3（説明・理解）
18	「第4章　施策展開と検証指標」に関すること	50	「主な取組」に「ZEH、太陽光発電設備、蓄電池等の導入に対する支援」とありますが、現在国ではZEHを上回るGX志向型住宅の普及に向けて動いており、その内容を盛り込んではどうでしょうか。	ご指摘のとおり、該当ページに「特に、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）や、その水準を大きく上回るGX志向型住宅などの省エネ住宅の普及が目指されています。」との内容を追加しました。	対応1（補足修正）
19	「第4章　施策展開と検証指標」に関すること	51	目標5.「豊かな住生活を支える住環境の向上」 施策5-1　住まいに関する知識の普及や相談体制の充実 「令和5年度熊本市総合計画市民アンケート報告書」P36によるとおよそ半数の市民が「消費者トラブルで困ったときに相談できる窓口を知らない」ことから、「良質な住環境の実現に向けた住まいの性能や建設・売買・維持管理等に関する市民の知識が浸透するためには、積極的な情報発信に取り組む」ための施策として、「相談体制や消費者保護の充実」を図ることに加え、悪質リフォーム業者や自然災害の急増に伴う住宅修理に付随するサービスを提供する悪質業者についても、市民に情報発信を願いたい。	ご指摘を受け、施策5-1の主な取組「相談体制や消費者保護の充実」を、「相談体制や消費者保護の充実・悪質業者対策に関する普及啓発」に修正しました。 具体的には、「住まいのガイドブック」等により、点検商法等に遭わないための情報発信に取り組みます。	対応1（補足修正）

熊本市住生活基本計画の改定（素案） 新旧対照表

※ページ番号は、修正後のページを示しています。

	修正前（旧）	修正後（新）
1	P5 第２章 住生活における現状と課題 2-1 課題整理の視点	
	・「まち」の視点：住環境の整備、住産業等の DX 化、地域コミュニティ等、住生活を支える住環境が整えられているか	・「まち」の視点：住環境の整備、住宅関連産業等の DX 化、地域コミュニティ等、住生活を支える住環境が整えられているか
2	P16 第２章 住生活における現状と課題 2-3 「住まい」の視点における現状と課題	
	●建築物耐震化促進事業の実績は、平成 28 年（2016 年）の熊本地震以降急増しましたが、以降減少傾向にあります【図 2-20 下図】。	●建築物耐震化促進事業の実績は、平成 28 年（2016 年）の熊本地震以降急増しました。また令和 3 年（2021 年）現在、耐震化率は 93.9%にのぼり、事業の対象となる住宅が少なくなってきており、実績は令和 3 年以降横ばいで推移しています【図 2-20 下図】。
3	P19 第２章 住生活における現状と課題 2-3 「住まい」の視点における現状と課題	
	●本市では、温室効果ガス排出量は全ての部門で減少傾向にあります【図 2-23】。 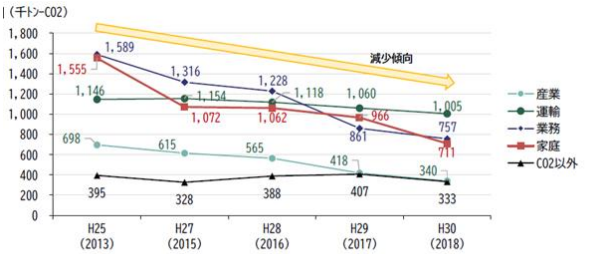 図 2-23 温室効果ガスの排出量の推移（熊本市） 資料：令和４年度（2022 年度）熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策の実施状況報告書（熊本市）	●本市では、家庭部門における温室効果ガス排出量は減少傾向にあります。再生可能エネルギーの普及等により電力排出係数（電力会社で 1kWh の電気を作る際にどれくらいの CO2 を排出したか）が基礎年度から減少していることに加え、家庭において高効率家電への更新などの省エネ対策が推進されていることが要因と考えられます【図 2-25】。 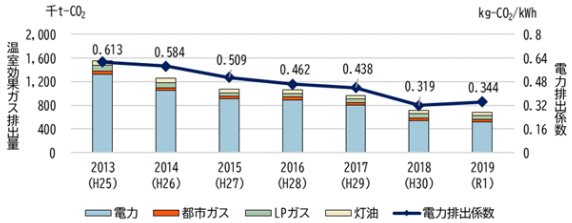
4	P24 第２章 住生活における現状と課題 2-4 「まち」の視点における現状と課題	
	●令和5年 12 末時点の本市国籍別の構成比をみると、中国が 23%と最も多く、次いでベトナムが 16%、台湾が 10%となっています【図 2-33 右図】。半導体関連企業等の県内進出に伴い、本市や近隣市町への人口の流入が見込まれます。 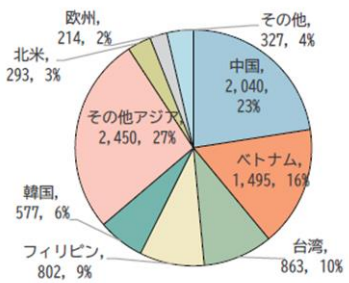 	●令和5年 12 月末時点の本市国籍別の外国人人口構成比をみると、中国が 22%と最も多く、次いでベトナムが 16%、台湾が 9%となっています【図 2-33 右図】。半導体関連企業等の県内進出に伴い、本市や近隣市町への人口の流入が見込まれます。 （※庁内再検証の結果を踏まえて修正） 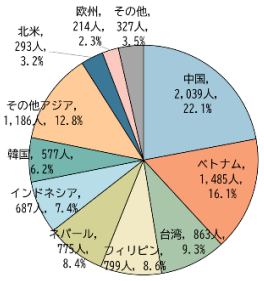

	修正前(旧)	修正後(新)
5	P27 第３章 基本理念と目標 3-3 視点と目標の設定	
	目標2. 災害への備えや空き家対策による「安全な住まいの実現」 熊本地震の教訓を踏まえ、住宅の耐震化や日常的な災害の備え、防災意識の向上に取り組むとともに、適切に維持管理されない空き家の発生を防ぐ取組等により、住まいの安全性の向上を目指します。	目標 2. 災害への備えや空き家対策による「安全な住まいの実現」 熊本地震の教訓を踏まえ、住宅の耐震化や住まいの災害リスクの認識等、日常的な災害の備え、防災意識の向上に取り組むとともに、適切に維持管理されない空き家の発生を防ぐ取組等により、住まいの安全性の向上を目指します。
6	P29 第 4 章 施策展開と検証指標 4-2 施策の具体的内容 施策 1-1 子育てしやすい住まいの確保	
	主な取組 子育てエコホーム支援事業の情報発信:住宅政策課	主な取組 国の子育て・省エネ住宅関連補助事業の情報発信:住宅政策課
7	P30 第 4 章 施策展開と検証指標 4-2 施策の具体的内容 施策 1-2 高齢者等が安心して暮らせる住まいの確保	
	家庭内においては、転落や転倒等による事故を防ぐため、バリアフリー化や在宅介護に備えた改修を支援します。	家庭内においては、転落や転倒等による事故を防ぐため、バリアフリー化や在宅介護に備えた改修を支援します。そして、今後増加が予想される単身高齢者をはじめとした見守りが必要な方への支援については、近年発達の著しい ICT 機器等の活用等を普及啓発します。
8	P30 第 4 章 施策展開と検証指標 4-2 施策の具体的内容 施策 1-2 高齢者等が安心して暮らせる住まいの確保	
	主な取組 (新規)	主な取組 ICT 機器等を活用した見守りの導入等の普及啓発
9	P32 第 4 章 施策展開と検証指標 4-2 施策の具体的内容 施策 1-3 住宅確保要配慮者への支援の充実	
	主な取組 ICT 機器等を活用した見守りの導入等の普及啓発	主な取組 ICT 機器等を活用した見守りの導入等の普及啓発(再掲)
10	P36 第 4 章 施策展開と検証指標 4-2 施策の具体的内容 施策 2-1 住宅の耐震化の促進	
	地震による被害の軽減を図り、市民の生命、身体及び財産を保護するためには、耐震改修等によって住宅の耐震性を向上させることが必要となります。	地震による被害の軽減を図り、市民の生命、身体及び財産を保護するためには、耐震改修や建替等によって住宅の耐震性を向上させることが必要となります。

	修正前(旧)	修正後(新)
11	P38 第 4 章 施策展開と検証指標 4-2 施策の具体的内容 施策 2-2 災害に強い住宅づくりや防災意識の啓発	
	そのために、災害に強い市営住宅の整備、地域で想定される危険箇所や避難場所等を把握することができる地域版ハザードマップの作成、市街化調整区域かつ浸水想定区域に建築する際に床面の高さが想定浸水深以上になる居室を設ける基準の設定、雨水浸透桝設置に対する補助の実施等による住宅地からの雨水流出抑制対策の推進等、様々な視点から、防災対策を実施します。	そのために、洪水・高潮・津波・土砂災害等のハザードマップを周知したうえで、地域で想定される危険箇所や避難場所等を把握することができる地域版ハザードマップの作成を支援します。また、市街化調整区域かつ浸水想定区域に建築する際に床面の高さが想定浸水深以上になる居室を設ける基準を設定します。他にも、災害に強い市営住宅を整備したり、雨水浸透桝設置に対する補助の実施等による住宅地からの雨水流出抑制対策を推進したりする等、様々な視点から、防災対策を実施します。
12	P38 第 4 章 施策展開と検証指標 4-2 施策の具体的内容 施策 2-2 災害に強い住宅づくりや防災意識の啓発	
	主な取組 (新規)	主な取組 熊本市ハザードマップ(洪水・高潮・津波・土砂災害・地震・液状化)の周知:防災計画課
13	P39～43 第 4 章 施策展開と検証指標 4-2 施策の具体的内容 熊本地震の被害の状況等と本市の主な取組(住生活関連)	
	・賃貸型応急仮設住宅の提供 最大約 10,000 万戸 提供 ・建設型応急仮設住宅等の提供 11,988 世帯提供 ・地域支え合いセンターを中心とした生活再建支援 ・熊本市居住支援協議会の活動	・賃貸型応急仮設住宅の提供 契約総数 10,540 件 ・建設型応急仮設住宅等の提供 (削除) ・地域支え合いセンターを中心とした生活再建支援 ・図中に「熊本市居住支援協議会／住宅確保要配慮者居住支援法人」を追加 ・官民で連携した活動 (※全体的に文字ポイントを大きくする等、見やすさ向上のため再構成)
14	P47 第 4 章 施策展開と検証指標 4-2 施策の具体的内容 施策 3-2 住まいの改善による質の向上	
	検証指標 高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率※ 単位 % 基準値 42.7(H30) 目標値 60 程度(R10)	検証指標 高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率※ 単位 % 基準値 46.3(R5) 目標値 51.5(R10) (※住宅・土地統計調査結果公表による修正)

	修正前(旧)	修正後(新)
15	P52 第４章 施策展開と検証指標 4-2 施策の具体的内容 施策 4-2 住まい・暮らしの省エネ対策等の普及啓発	
	本市では令和 32 年(2050 年)カーボンニュートラルを目指しており、住生活において脱炭素化に取り組むことが重要です。特に、令和 4 年(2022 年)の建築物省エネ法改正により、令和７年(2025 年)から全ての新築住宅に省エネ基準適合が義務付けられる等、住まいの性能向上による脱炭素化の重要性が高まっています	本市では 2050 年カーボンニュートラルを目指しており、住生活において脱炭素化に取り組むことが重要です。特に、令和４年(2022 年)の建築物省エネ法改正により、令和７年(2025 年)から全ての新築住宅に省エネ基準適合が義務付けられる等、住まいの性能向上による脱炭素化の重要性が高まっています。特に、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)や、その水準を大きく上回る GX 志向型住宅などの省エネ住宅の普及が目指されています。
16	P53 第４章 施策展開と検証指標 4-2 施策の具体的内容 施策 5-1 住まい・暮らしの省エネ対策等の普及啓発	
	主な取組 住生活に関する効果的な情報発信:住宅政策課、市営住宅課、空家対策課 相談体制や消費者保護の充実:住宅政策課、生活安全課消費者センター	主な取組 「住まいのガイドブック」等による、住生活に関する効果的な情報発信:住宅政策課、市営住宅課、空家対策課 相談体制や消費者保護の充実・悪質業者対策に関する普及啓発:住宅政策課、生活安全課消費者センター
17	P63、64 第４章 施策展開と検証指標 4-2 施策の具体的内容 各区の住生活の特色 東区	
	課題解決に有効な取組 子育てエコホーム支援事業の情報発信:住宅政策課	課題解決に有効な取組 国の子育て・省エネ住宅関連補助事業の情報発信:住宅政策課
18	P73、74 第４章 施策展開と検証指標 4-3 検証指標	
	高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率 ※ペンディング中 基準値 42.7%(H30) 目標値 60%程度？(R10) 検証値の算出方法 住宅・土地統計調査 ※R5 結果公表待ち(R7.1 予定) 目標値設定の考え方 高齢者居住安定確保計画と整合を図る。※本市は全国平均、政令市平均以上の数値が見込まれるため、政令市トップの数値を設定する、又は本市のこれまでの上昇率から推計して設定する見込み。	高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率 (削除) 基準値 46.3%(R5) 目標値 51.5%(R10) 検証値の算出方法 住宅・土地統計調査 (削除) 目標値設定の考え方 基準値は政令市平均(44.8%)を上回っているため、政令市トップを目指す(高齢者居住安定確保計画と整合)。 (※住宅・土地統計調査結果公表による修正)

	修正前(旧)	修正後(新)
19	P92　資料編　その他の現況整理　「ひと」の視点	
	本市の外国人人口の推移 ●外国人人口は、平成 27 年(2015 年)以降増加傾向にありましたが、令和 2 年(2020 年)以降、コロナ禍で減少に転じたものの、令和 5 年(2023 年)に再度増加しています。	本市の外国人人口の推移 ●外国人人口は、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に減少しましたが、平成 27年(2015 年)以降、年々増加傾向にあります。 (※庁内再検討により修正)
20	P92　資料編　その他の現況整理　「ひと」の視点	
	(新規)	全国、政令市全体、熊本市の在留外国人の国籍別割合(全国のトップ 10 位までの国) ●全国では、中国、ベトナム、韓国国籍の順で在留外国人割合が大きくなっています。熊本市でも中国、ベトナムまでは同様ですが、3 位以降の構成比が異なります(24 ページの図 2-33 とは利用した資料が異なるため、数値が異なっています)。 資料:在留外国人統計(2023 年 12 月末) (※審議会意見により新規追加)
21	P107　資料編　用語集	
	(新規)	GX Green Transformation(グリーン・トランスフォーメーション)の略。化石燃料をできるだけ使わず、クリーンなエネルギーを活用していくための変革やその実現に向けた活動。2050 年カーボンニュートラルを実現するためには、社会の仕組みそのものを変えることや、そのための活動を経済成長の機会と捉え、産業競争力を高めることが必要であるため、「経済社会システム全体の変革」である「GX」が進められている。 ZEH 基準の水準を大きく上回る省エネ性能を有する脱炭素志向型住宅を、「GX 志向型住宅」という。

	修正前(旧)	修正後(新)
22	P107　資料編　用語集	
	子育てエコホーム支援事業 　エネルギー価格などの物価高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して支援することにより、子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050 年カーボンニュートラルの実現を図る事業。	(削除)